ＪＡ東京中央会有機質肥料利用促進事業実施要綱

都中農推発第８号

令和７年４月１日

第１　目的

国際的な肥料原料価格の高騰を受け、化学肥料価格の高止まりは続いており、今後も、化学肥料使用量を削減しつつ、環境負荷軽減及び経営コストの低減を図る必要がある。

このため、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」と言う。）は、東京都の「有機質肥料利用促進事業実施要綱」（令和６年３月19日５産労農安第1564号）を受け、土壌診断に基づく適正な施肥指導を受けた農業者に対して、堆肥等の化学肥料の代替資材及び機械化に係る購入経費を支援し、併せて畜産農家の堆肥製造・販売を支援するため、「有機質肥料利用促進事業」を実施する。

第２　事業の内容

　　有機質肥料利用促進事業の内容等は以下のとおりとする。

　１　農業者の農地における土壌診断の実施及び診断結果に基づく施肥に関する相談対応

　２　堆肥（ペレット堆肥を含む）、有機質肥料、動物の排泄物に関する生産者への使用指導及び購入費補助

　３　緑肥の栽培方法に関する生産者への指導及び緑肥種子の購入費補助

　４　緑肥の栽培や鋤き込むための機械類に関する生産者への栽培・使用指導及び購入費補助

　５　堆肥散布機に関する生産者への使用指導及び購入費補助

　６　堆肥の袋詰め機等に関する畜産農家への使用指導及び購入費補助

　７　有機質利用促進事業の実施に関する農業者への周知、事業申請受付及び取りまとめ、その他本事業実施に関する事務

　８　その他、有機質肥料利用促進事業に関する知事が必要と認める取組

第３　事業実施主体

事業実施主体は、中央会とする。

第４　補助対象者

１　第２の１の「農業者の農地における土壌診断」の実施対象者は、都内に居住し、都内のほ場で農産物を生産し、都内で販売している生産者で、第２の２から５までの事業を実施しようとする農業者とする。

２　第２の２から５の事業の補助対象者は、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たす者とする。

（１）都内に居住し、都内のほ場で農産物を生産し、都内で販売している生産者

（２）令和７年度に耕作しているほ場の土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う生産者

（３）化学肥料の使用を削減し、堆肥及び有機質肥料を施用する生産者

３　第２の６の事業の補助対象者は、都内に居住し、家畜の排せつ物等により堆肥を製造して、都内の農作物生産者に販売している畜産農家等

第５　推進体制

中央会は、本事業の実施にあたり、ＪＡ等関係機関との密接な連携を取りながら、必要に応じて東京都からの助言・指導を得ながら円滑かつ適切に推進する。

第６　助成措置等

第２の事業について、中央会は、別に定めるところにより、都の補助金の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を補助対象者に対して助成する。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。